厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

UCHINA うちなー健康経営宣言

Safe work OKINAWA

Press Release

沖縄労働局発表 令和３年８月 31 日(火)

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課長 平良 喜作 安全衛生係長 小池 嘉教 電話:098（868）4402

令和２年 職場における定期健康診断実施結果について

～有所見率（69.5%(※１)）は10年連続 全国最下位～

～９月は職場の健康診断実施強化月間です～

沖縄労働局(局長　福味(ふくみ)　恵(めぐむ))は、令和２年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況(※２)を取りまとめました。

（※１）「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

（※２）今回の発表内容は、県内５か所の労働基準監督署に報告のあったのべ1,123事業場(受診者112,603人)において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

１　ポイント

(1)　有所見率は10年連続で全国最下位　（資料①、② 参照）

①　有所見率は前年比 1.0ポイント増加の69.5%となり、平成23年から10年連続最下位

②　全国平均値との格差は11ポイントとなり、昨年に比べ0.5ポイント縮まった。

(2)　健診項目別の有所見率　（資料③、④ 参照）

血中脂質が42.9%(全国平均33.3%)で最も高く、次いで血圧24.0%(全国平均17.9%)、肝機能23.9%(全国平均17.0%)の順となっている。また、喀痰及び尿（糖）以外の項目で全国平均値より高い。

(3)　業種別の有所見率　（資料⑤、⑥ 参照）

「製造業(77.5%)」、「運輸交通業(77.2%)」、「建設業(73.0%)」が全業種平均値(69.5%)より高い業種となっている。

(4)　県内各労働基準監督署管轄区域の有所見率

次表のとおり。

県内各労働基準監督署管轄区域の有所見率　　(%)

年	那覇（本島南部）	沖縄（本島中部）	名護（本島北部）	宮古（宮古地区）	八重山（八重山地区）	県平均
28年	64.1	66.5	63.3	66.2	68.7	65.0
29年	63.4	66.9	63.9	62.1	72.7	64.7
30年	65.2	69.4	66.4	65.0	64.7	66.7
元年	67.0	71.3	67.8	67.3	70.3	68.5
２年	68.3	71.8	69.4	70.1	72.9	69.5

（注）平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を精査中です。

(5)　有所見率の改善（働き盛り世代の健康づくり）

「健康おきなわ２１」で課題とされている食生活の改善、運動不足の解消、節度ある適正飲酒等に取り組む必要がある。

２　沖縄労働局の取組み

平成30年度から５か年の計画期間で始動した「沖縄労働局第13次労働災害防止計画～安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて～」において、定期健康診断結果の有所見率の改善（全国平均との差を７ポイント以内にする。）を、労働者の健康確保対策目標の一つとして掲げており、目標達成に向けて今後も主に以下の対策を推進していく。

（１）　定期健康診断について

- 定期健康診断の実施の指導の徹底。
- 定期健康診断実施後の措置について、有所見者に関しては、医師からの意見聴取を行う義務があることの指導の徹底。
- 定期健康診断の結果を労働者に通知することの徹底。
- 事業場の有所見者に対する医師又は保健師による保健指導の実施の促進。

（２）　社員の健康増進に取り組む企業をサポートする「うちなー健康経営宣言登録事業」の周知・参加勧奨を行い、県内での健康経営運動の気運を高める。（資料⑦、⑧参照）

※「健康経営®」はＮＰＯ法人健康経営研究会の商標登録です。

（３）　事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用（健康診断結果の医師による意見聴取、有所見者に対する医師又は保健師による保健指導等）の勧奨を積極的に行う。（資料⑨、⑩参照）

（４）　沖縄県の働き盛り世代の健康づくりに関する取組みを行政・医療保健・保険者が相互に連携・協力して推進するため、沖縄県知事、沖縄労働局長、沖縄県医師会長、全国健康保険協会沖縄支部長及び沖縄産業保健総合支援センター所長の５者により包括的連携協定を締結しており、引き続き、働き盛り世代の健

康課題の改善に向けて取り組んでいく。（資料⑪参照）

（５）　「職場の健康診断実施強化月間（９月）」の取組みについて、上記（４）の協定を締結した５者から関係団体へ周知依頼を実施しており、引き続き関係団体や事業者に周知・指導を行う。（資料⑫参照）

〔添付資料〕

① 職場における定期健康診断有所見率の推移（平成24年～令和２年）
② 令和２年定期健康診断実施結果（都道府県別）
③ 職場における定期健康診断有所見率（令和２年健診項目別）
④ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移（健診項目別）（平成24年～令和２年）
⑤ 職場における主な定期健康診断有所見率の推移（業種別）（平成24年～令和２年）
⑥ 沖縄県内 主な業種別健診項目（生活習慣病関連）有所見率等（令和２年）
⑦ うちなー健康経営宣言（リーフレット）
⑧ うちなー健康経営宣言登録勧奨（市町村長、県内国家機関の長あて）
⑨ 沖縄産業保健総合支援センター（リーフレット）
⑩ 地域産業保健センター（リーフレット）
⑪ 沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書
⑫ 「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

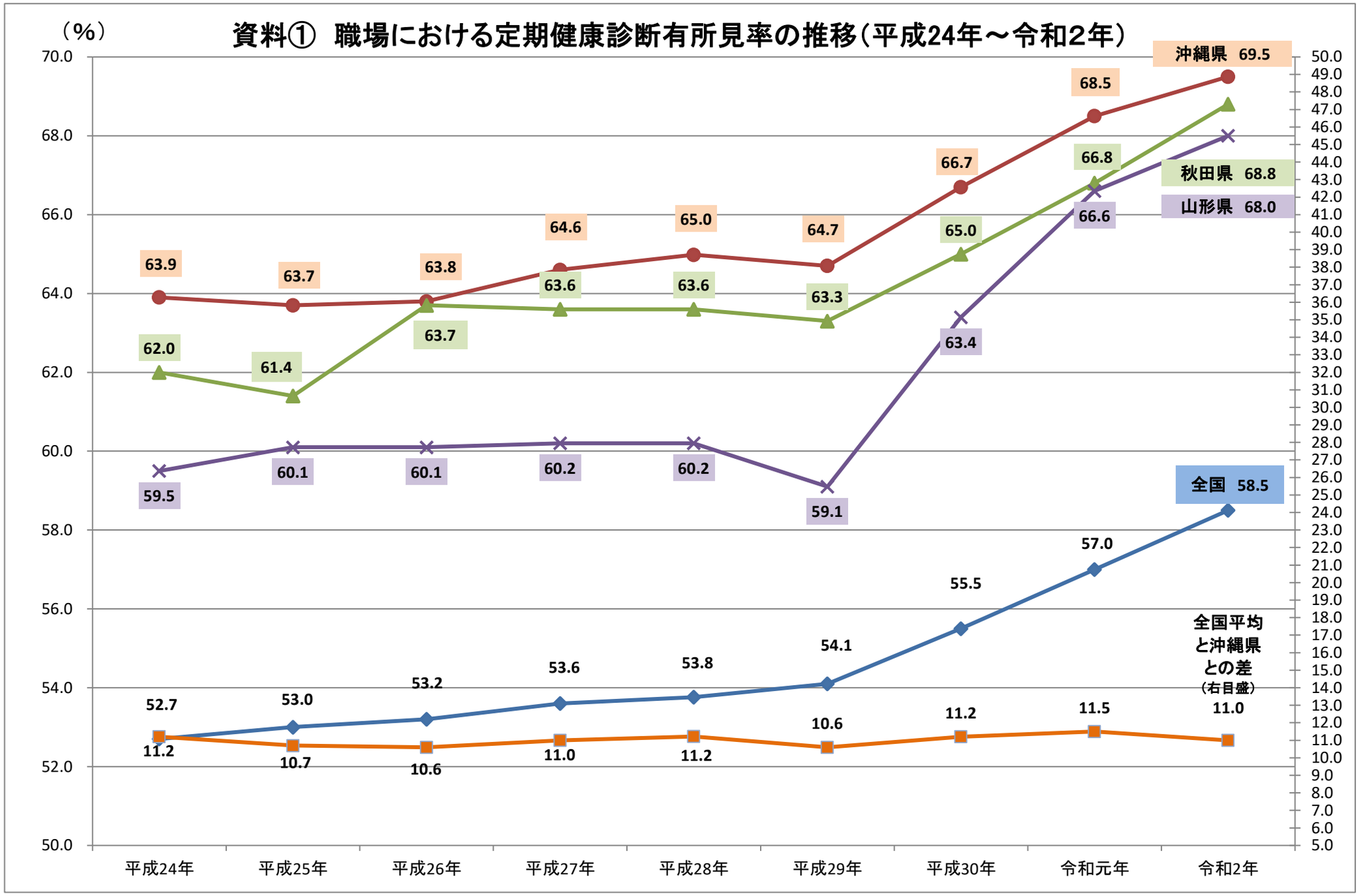

※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」
（注） 平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を精査中です。
（注） 令和2年9月2日付け沖縄労働局発表の令和元年の有所見率は速報値でしたので、上表の確定値と異なります。

資料② 令和2年定期健康診断実施結果（都道府県別）

都道府県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者	
					人数	有所見率(%)
01	北海道	4,314	(1,161)	386,796	238,755	61.7
02	青森	1,246	(495)	121,262	80,394	66.3
03	岩手	1,337	(618)	129,758	82,787	63.8
04	宮城	2,174	(705)	208,491	132,497	63.6
05	秋田	886	(405)	85,313	58,685	68.8
06	山形	1,238	(462)	116,527	79,184	68.0
07	福島	1,973	(726)	187,847	111,047	59.1
08	茨城	2,444	(811)	274,769	167,237	60.9
09	栃木	1,925	(642)	217,769	132,413	60.8
10	群馬	1,932	(698)	203,913	122,118	59.9
11	埼玉	4,846	(1,354)	464,461	280,404	60.4
12	千葉	4,080	(1,180)	401,618	224,743	56.0
13	東京	14,638	(3,215)	1,882,875	1,060,525	56.3
14	神奈川	6,408	(1,789)	702,969	408,976	58.2
15	新潟	2,529	(988)	248,960	138,938	55.8
16	富山	1,369	(491)	141,800	86,726	61.2
17	石川	1,193	(393)	118,159	66,301	56.1
18	福井	968	(465)	87,018	52,867	60.8
19	山梨	817	(246)	78,332	48,023	61.3
20	長野	2,046	(692)	190,026	110,363	58.1
21	岐阜	2,137	(734)	204,545	120,845	59.1
22	静岡	3,805	(1,260)	420,153	252,724	60.2
23	愛知	8,745	(2,695)	1,112,765	607,083	54.6
24	三重	1,673	(741)	189,475	101,606	53.6
25	滋賀	1,475	(587)	160,860	83,716	52.0
26	京都	2,373	(820)	240,938	146,202	60.7
27	大阪	8,225	(2,116)	868,214	497,592	57.3
28	兵庫	5,164	(1,766)	516,505	297,237	57.5
29	奈良	963	(308)	86,802	51,926	59.8
30	和歌山	803	(270)	75,451	44,620	59.1
31	鳥取	554	(248)	47,866	28,406	59.3
32	島根	623	(252)	56,428	35,518	62.9
33	岡山	2,084	(864)	202,460	119,468	59.0
34	広島	2,816	(1,157)	285,724	172,913	60.5
35	山口	1,228	(549)	139,649	79,458	56.9
36	徳島	627	(244)	66,312	39,949	60.2
37	香川	986	(369)	99,909	58,272	58.3
38	愛媛	1,225	(448)	117,305	67,725	57.7
39	高知	559	(202)	54,825	34,617	63.1
40	福岡	4,643	(1,504)	502,962	297,264	59.1

都道府県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者	
					人数	有所見率(%)
41	佐賀	867	(297)	89,241	55,081	61.7
42	長崎	1,022	(387)	99,193	63,232	63.7
43	熊本	1,474	(574)	154,684	93,632	60.5
44	大分	982	(364)	105,999	63,006	59.4
45	宮崎	922	(260)	88,643	50,280	56.7
46	鹿児島	1,256	(407)	132,023	78,262	59.3
47	沖縄	1,123	(376)	112,603	78,314	69.5
合計		116,717	(37,335)	12,480,197	7,301,931	58.5

資料:定期健康診断結果調

（注）１「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

２（　　）内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

資料③　職場における定期健康診断有所見率（令和2年　健診項目別）

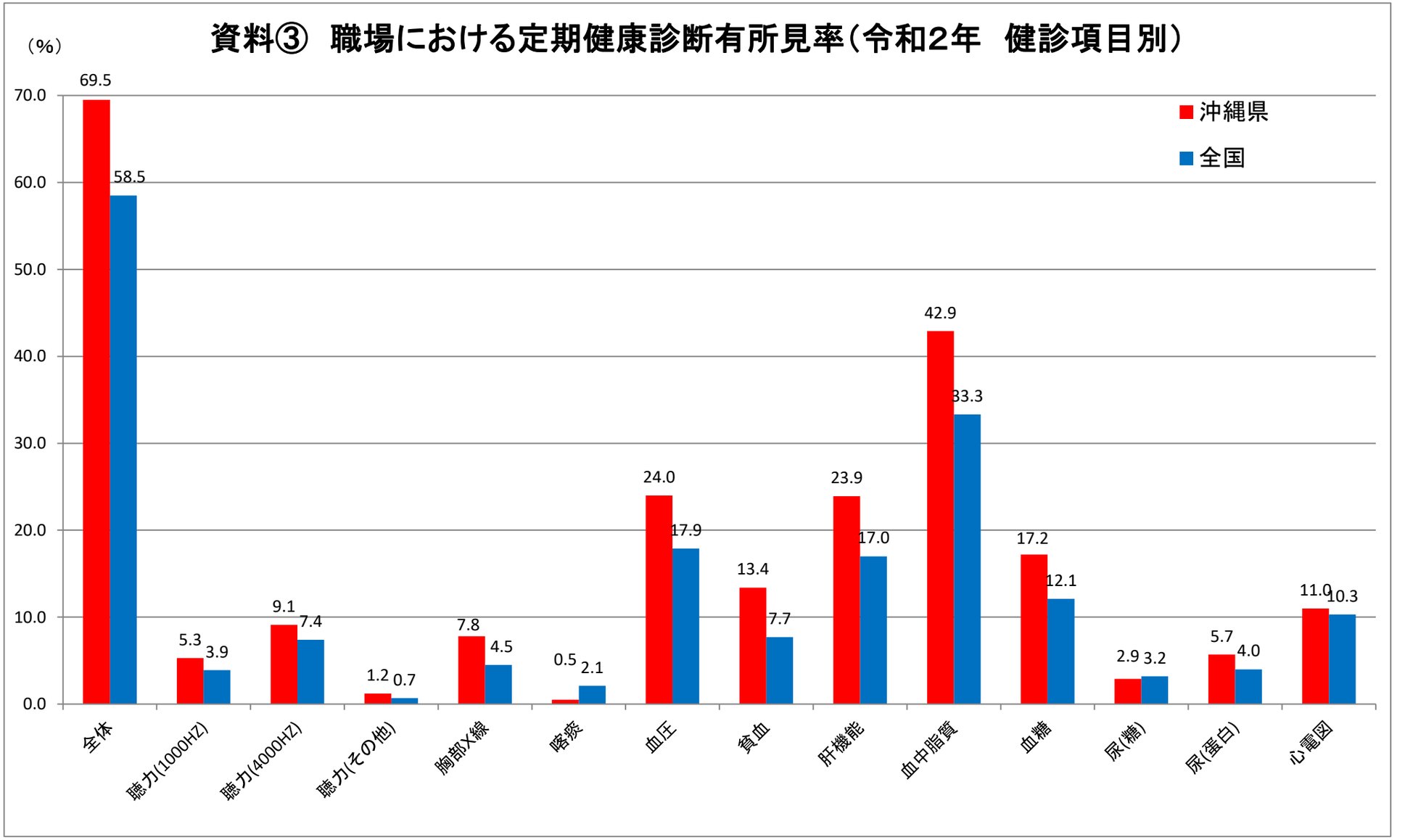

※　資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」

資料④　職場における主な定期健康診断有所見率の推移（健診項目別）（平成24年～令和2年）

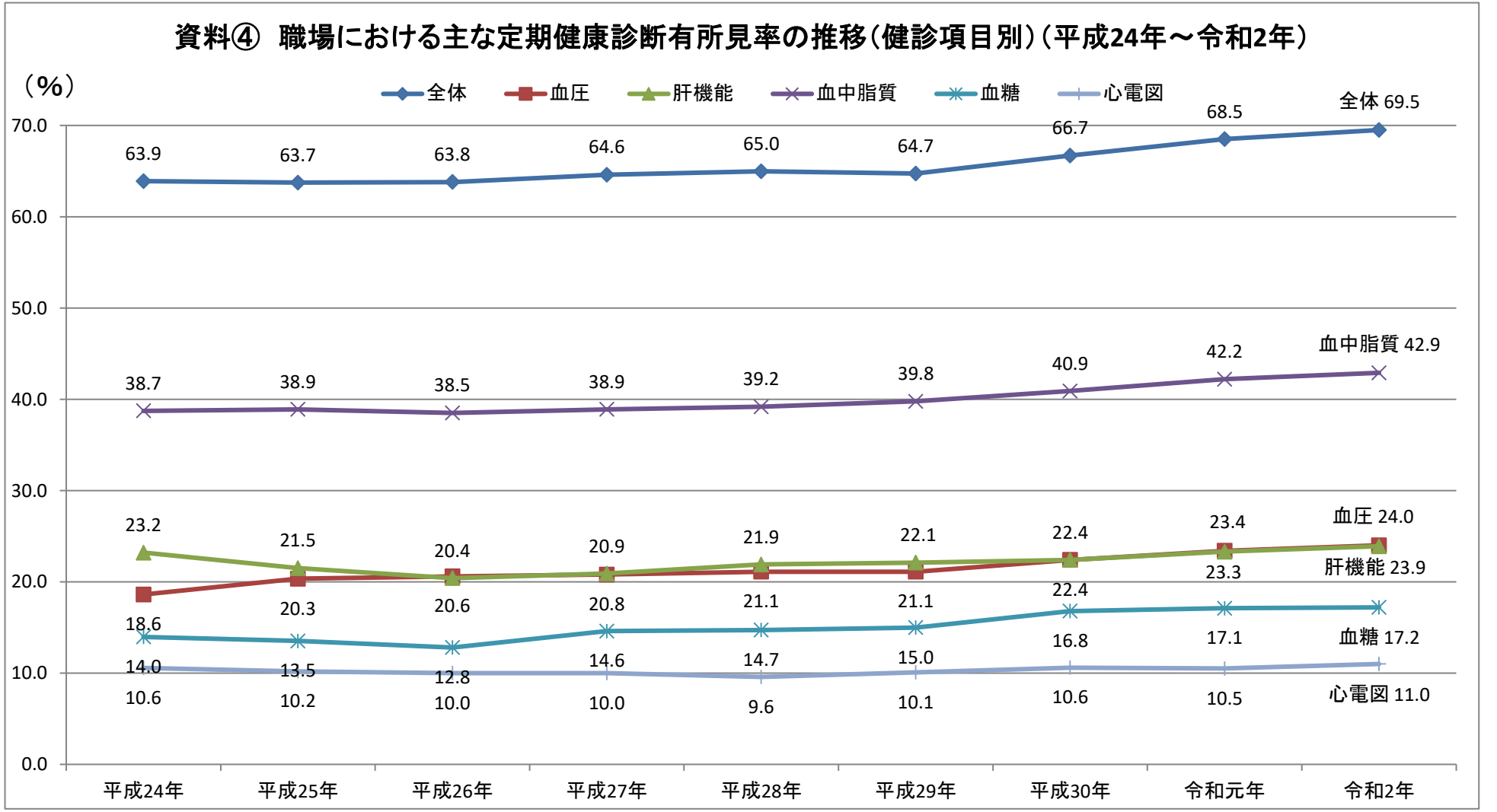

※　資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」
（注）　平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を精査中です。
（注）　令和２年９月２日付け沖縄労働局発表の令和元年の有所見率は速報値でしたので、上表の確定値と異なります。

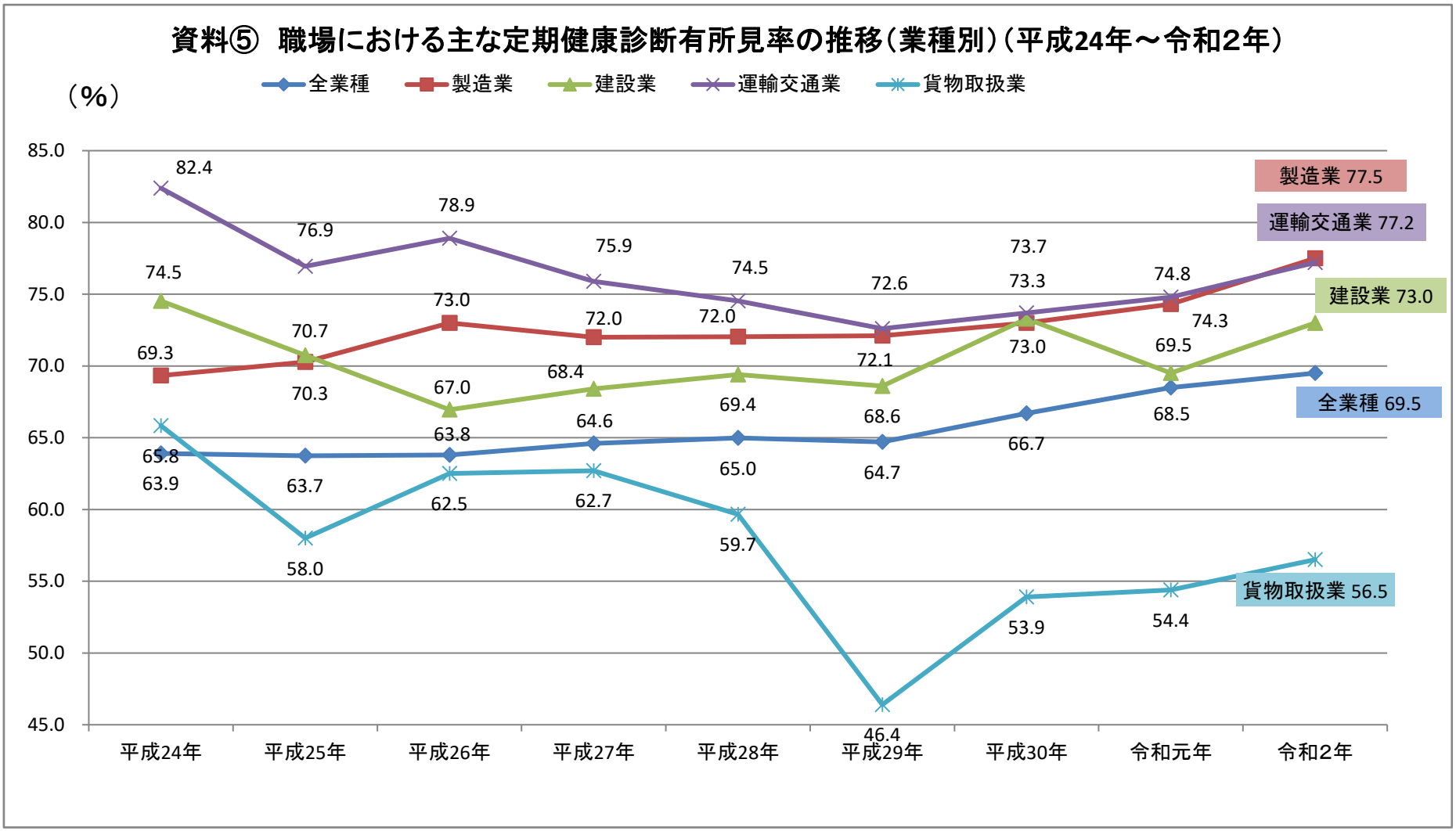

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」
（注） 平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を精査中です。
（注） 令和2年9月2日付け沖縄労働局発表の令和元年の有所見率は速報値でしたので、上表の確定値と異なります。
【訂正】 令和2年9月2日付け沖縄労働局発表の令和元年（速報値）において、誤って、令和元年の貨物取扱業の有所見率を72.7%としていました。お詫びして訂正いたします。

資料⑥ 沖縄県内 主な業種別健診項目(生活習慣病関連)有所見率等(令和2年)

沖縄労働局

業種	健診実施事業場数	全体		血圧		肝機能		血中脂質		血糖	
		受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率
製造業	110	10,406	77.46	10,406	30.35	10,318	27.02	10,290	47.70	10,319	18.61
建設業	40	3,493	73.00	3,493	28.49	3,492	31.24	3,445	42.67	3,427	21.39
運輸交通	110	9,116	77.24	9,116	34.52	9,104	30.76	9,104	47.07	9,103	27.67
貨物取扱	7	1,536	56.51	1,536	19.73	1,355	29.74	1,355	35.79	1,355	14.46

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

沖縄県内 主な業種別健診項目(生活習慣病関連)有所見率等(令和元年)

沖縄労働局

業種	健診実施事業場数	全体		血圧		肝機能		血中脂質		血糖	
		受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率	受診者	有所見率
製造業	119	12,578	74.26	12,575	27.12	12,341	24.78	12,361	45.85	12,203	17.83
建設業	44	4,098	69.45	4,098	24.96	4,087	31.64	3,962	40.91	3,947	19.48
運輸交通	123	11,148	74.80	11,148	34.10	11,072	28.16	11,073	43.80	10,996	25.80
貨物取扱	9	1,586	54.35	1,586	18.98	1,586	21.69	1,586	28.12	1,586	12.80

※ 資料出所：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

(注) 令和2年9月2日付け沖縄労働局発表時に令和元年(速報値)を発表していたところ、上表のとおり確定しました。

【お詫び】

令和２年９月２日付け沖縄労働局発表の令和元年（速報値）において、貨物取扱業の健診実施事業場数、受診者及び有所見率の各速報値を誤りがありましたので、お詫びいたします。

健康づくりサポートメニュー（無料）

「事業所カルテ」

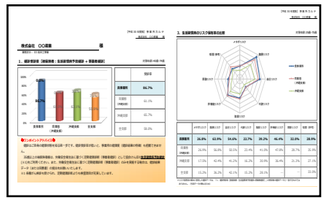

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。　＊被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

【協会けんぽ以外の事業場】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

＊ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

＊事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご了承願います。

「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

「がんじゅう沖縄（メルマガ）」

希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。

「健康づくりのアドバイス」

保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

「その他」

【沖縄県医師会】http://www.okinawa.med.or.jp/

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

【沖縄産業保健総合支援センター】https://www.okinawas.johas.go.jp/

・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。
・保健師が事業場を訪問し保健指導や健康講話を行います。
・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。
・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

【協会けんぽ】https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/　＊原則、加入事業場への支援

・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。
・事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル（食品模型）や脂肪１kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。

お問合せ先

◎全国健康保険協会 沖縄支部　**TEL 098-951-2211**（音声ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ４）

◎沖縄労働局 健康安全課　**TEL 098-868-4402**

資料⑦

うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和３年３月に関係機関５者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。 これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちな～健康宣言」を「**うちなー健康経営宣言**」に統一し、令和３年４月１日より関係機関一体となって健康経営®(*)に取組む事業場をサポートいたします！

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。

メリット１ 労働生産性の向上（従業員の病気リスク軽減）
→ メリット2 組織の活性化（モチベーション向上）
→ メリット3 企業イメージＵＰ！
→ メリット4 優秀な人材の獲得と定着

健康経営実践のポイントは２つ

Point 1　事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること

Point 2　健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取組みを実践していくこと

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取組内容（代表者メッセージ）等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化（可視化）します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果（注）を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取組み後の改善効果を確認することが可能となります。

（注）協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場

「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます

健康づくりサポートは５者で行います！

＊「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ！！

ステップ１

事業場の代表者が健康経営を実践することを決め、推進していくため社内の担当者を決めます

＊協会けんぽに加入されている事業場は「健康保険委員」を選定すること

ステップ２

申請書に代表者メッセージ＊を記載し、取組み内容から実際に取組む項目を決めます

必須項目3つ
＋選択項目1つ以上

ステップ３

申請書の必要事項を記載し、協会けんぽへFAX、又は沖縄労働局へメールにて申請書を提出します

ステップ４

『宣言証』が届いたら、社内に掲示してください

申請は完了です！

＊参考：沖縄労働局サイト
事業場の代表者メッセージ→

実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は１つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の３つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です（注）

○労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年１回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる

○健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる

○健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う（労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます）

（注）「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

選択項目

次の①から⑭までの中から、取り組む内容を１つ以上選んでください。
取組例を参考に自社の健康課題や取り組めそうなことからスタートしてみましょう！

	選択項目	取組例	おすすめポイント
①	健康診断結果において、再検査や治療を要請された ら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	・該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続させることができます
②	従業員の家族の健診受診を奨励する	・従業員から家族に受診の声掛けをする ・協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する	ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです
③	健康増進に関する数値目標を設定する（任意）	・全従業員１日8,000歩以上、歩く ・メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④	従業員に対して、健康意識を向上させる取組みを行う	・朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信 ・栄養や運動、飲酒やﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ等に関する研修会の実施	産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤	食生活の改善に取り組む	・ヘルシー弁当の利用を勧める ・自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する ・おやつの買置き・配布をしない	メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧め！習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥	運動機会の増進に取り組む	・職場で、時間を決めてラジオ体操を実施する ・スポーツクラブ等の利用補助	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組まれている企業が増えています
⑦	禁煙や受動喫煙防止に取り組む	・敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 ・禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう
⑧	適正飲酒対策に取り組む	・就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする ・職場の飲み会は一次会までにする	肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨	血圧管理に取り組む	・血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする ・高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で６５歳未満の方が他県より多く亡くなっています。血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩	感染症予防に取り組む	・手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 ・マスク着用の励行 ・予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取組みです
⑪	時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する	・ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫	メンタルヘルス対策に取り組む	・メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 ・メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬	治療と仕事の両立支援に取り組む	・治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 ・両立支援担当者を対象にした研修の実施 ・両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭	その他（任意で設定）		①～⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください。

宣言後は．．．

積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります！

★ 沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）

健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業所や地域団体に対して県知事が表彰する制度です。

★ 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。

沖縄県内においても表彰や認定を受けられた事業場が増えてきています。
このような制度も視野に健康経営を進められてくださいね。

<令和3年4月作成>

資料⑧

沖労発基 0827 第１号
令和３年８月 27 日

別記の沖縄県内各市町村の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

「うちなー健康経営宣言」への登録の御案内について（要請）

平素より沖縄労働局における健康経営宣言事業の運営に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和３年３月 18 日に５者（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センター）により、「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。本協定は、沖縄県における事業場の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛りの世代の健康課題を解決し、健康長寿沖縄県の復活を目的としています。そして、本協定の連携事業の一つに、健康経営に向けての取組事項を「見える化」し宣言を公表する「うちなー健康経営®宣言」があります。

そもそも健康経営とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。健康経営に取り組むことで、従業員の病気リスクを低減させ、生産性の向上や組織の活性化やイメージアップ、更には優秀な人材の獲得・定着が期待できます。

「うちなー健康経営®宣言」では、まず、組織の代表者が健康経営を実践することを決意しそれを組織内外に公表します。その上で、健診結果等に基づき、組織の健康課題を抽出し、その課題を改善するため協定５者が提供する様々な健康づくりサポートメニューを活用しながら取り組んでいくものです。

つきましては、「うちなー健康経営宣言」に関するリーフレット及び「うちなー健康経営宣言登録申請書」を同封させていただきますので、貴職におかれましても、健康経営の考えに賛同いただき「うちなー健康経営宣言」への登録を行っていただきますようお願いいたします。

（※1）「健康経営®」はＮＰＯ法人健康経営研究会の登録商標です。

（※2）「うちなー健康経営宣言」の概要及び登録申請方法については、沖縄労働局ＨＰを御参照ください。

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eiseikankei/_120160_00430.html

なお、パンフレット及び登録申請書は別添のとおりです。

(※3)登録後、沖縄県発行の「うちなー健康経営宣言書」を送付いたします。
なお、「宣言書」がお手元に届くまでに、お時間を要しますことを予め御了承ください。

沖縄労働局　労働基準部
健康安全課：小池
電話：098-868-4402

別記

那覇市
宜野湾市
石垣市
浦添市
名護市
糸満市
沖縄市
豊見城市
うるま市
宮古島市
南城市
国頭村
大宜見村
東村
今帰仁村
本部町
恩納村
宜野座村
金武町
伊江村
読谷村
嘉手納町
北谷町
北中城村
中城村
西原町
与那原町
南風原町
渡嘉敷村
座間味村
粟国村
渡名喜村
南大東村
北大東村
伊平屋村
伊是名村

久米島町
八重瀬町
多良間村
竹富町
与那国町

沖労発基 0827 第２号
令和３年８月 27 日

別記の沖縄県内各国家機関の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

「うちなー健康経営宣言」への登録の御案内について（要請）

平素より沖縄労働局における健康経営宣言事業の運営に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和３年３月 18 日に５者（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部、沖縄産業保健総合支援センター）により、「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結しました。本協定は、沖縄県における事業場の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛りの世代の健康課題を解決し、健康長寿沖縄県の復活を目的としています。そして、本協定の連携事業の一つに、健康経営に向けての取組事項を「見える化」し宣言を公表する「うちなー健康経営®宣言」があります。

そもそも健康経営とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。健康経営に取り組むことで、従業員の病気リスクを低減させ、生産性の向上や組織の活性化やイメージアップ、更には優秀な人材の獲得・定着が期待できます。

「うちなー健康経営®宣言」では、まず、組織の代表者が健康経営を実践することを決意しそれを組織内外に公表します。その上で、健診結果等に基づき、組織の健康課題を抽出し、その課題を改善するため協定５者が提供する様々な健康づくりサポートメニューを活用しながら取り組んでいくものです。

つきましては、「うちなー健康経営宣言」に関するリーフレット及び「うちなー健康経営宣言登録申請書」を同封させていただきますので、貴職におかれましても、健康経営の考えに賛同いただき「うちなー健康経営宣言」への登録を行っていただきますようお願いいたします。

（※1）「健康経営®」はＮＰＯ法人健康経営研究会の登録商標です。

（※2）「うちなー健康経営宣言」の概要及び登録申請方法については、沖縄労働局ＨＰを御参照ください。

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eiseikankei/_120160_00430.html

なお、パンフレット及び登録申請書は別添のとおりです。

(※3)登録後、沖縄県発行の「うちなー健康経営宣言書」を送付いたします。
なお、「宣言書」がお手元に届くまでに、お時間を要しますことを予め御了承ください。

沖縄労働局　労働基準部
健康安全課：小池
電話：098-868-4402

別記

総務省沖縄総合通信事務所
沖縄国税事務所
那覇税務署
北那覇税務署
沖縄税務署
名護税務署
平良税務署
石垣税務署
那覇年金事務所
浦添年金事務所
コザ年金事務所
名護年金事務所
平良年金事務所
石垣年金事務所
那覇地方検察庁
那覇地方法務局

《地域産業保健センター 一覧》

センター名	対象地域	所在地	TEL・FAX
那覇地域産業保健センター	那覇市、浦添市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、南城市、八重瀬町、糸満市、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村	那覇市東町26-1 (一社)那覇市医師会館2F	ＴＥＬ　098-866-8804 ＦＡＸ　098-866-8804
中部地域産業保健センター	沖縄市、宜野湾市、うるま市、恩納村、宜野座村、嘉手納町、北谷町、金武町、読谷村、北中城村、中城村	中頭郡北谷町字宮城1-584 (一社)中部地区医師会館内	ＴＥＬ　098-921-2357 ＦＡＸ　098-921-2358
北部地域産業保健センター	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊平屋村、伊是名村、伊江村	名護市宇茂佐1712-3 北部地区医師会病院内	ＴＥＬ　0980-54-5205 ＦＡＸ　0980-52-4996
宮古地域産業保健センター	宮古島市、多良間村	宮古島市平良字東仲宗根807-5　2F (一社)宮古地区医師会内	ＴＥＬ　0980-73-0222 ＦＡＸ　0980-73-7325
八重山地域産業保健センター	石垣市、竹富町、与那国町	石垣市字登野城548-4	ＴＥＬ　0980-88-5633 ＦＡＸ　0980-88-5630

※ご利用できる日時は地域産業保健センターにより異なりますので、お問い合わせの上ご利用ください。

沖縄産業保健総合支援センター
ご利用時間

平日　8時30分～17時15分

※窓口相談は予約制となっております。

独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

〒901-0152
沖縄県那覇市字小禄1831-1
沖縄産業支援センター　2階
TEL:098-859-6175
FAX:098-859-6176

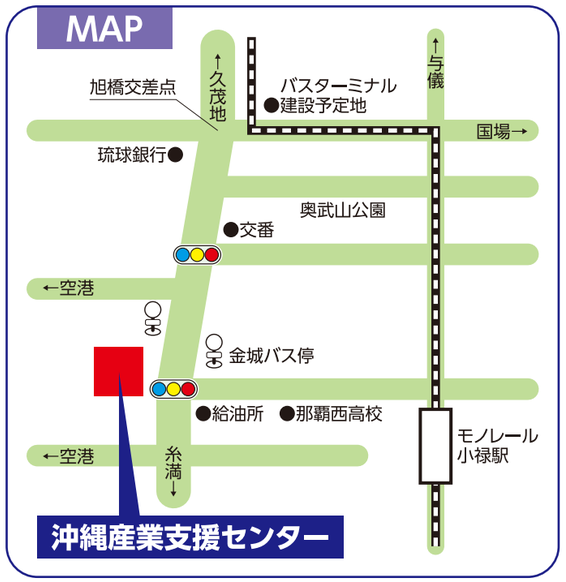

企業の明るい未来のために
働く人の「こころ」と「からだ」の健康を
無料でサポート!

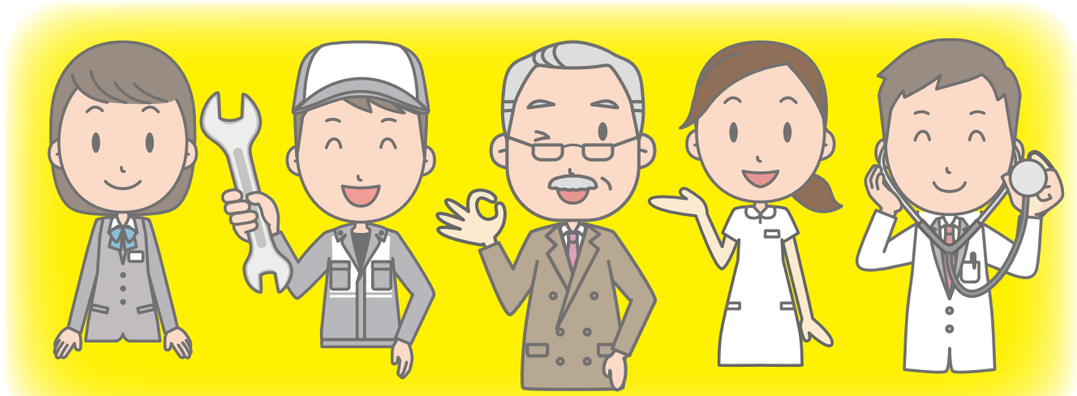

沖縄産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、研修会の実施や相談への対応など「産業保健スタッフの活動へのサポート」を実施しています。
また、県内各地で「小規模事業場の事業主や働く人への産業保健サービス」を提供するため、地域窓口（那覇・中部・北部・宮古・八重山の地域産業保健センター）を運営しています。

ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業主や働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることをめざしています。

提供するサービスはすべて無料です。
皆さまのご利用をお待ちしております。

http://www.okinawas.johas.go.jp/

独立行政法人 労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

働く人の「こころ」と「からだ」の健康が会社の未来を明るくする！

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

産業保健スタッフ向けサービス

沖縄産業保健総合支援センター

沖縄産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

産業保健関係者に対する専門的研修等

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは沖縄産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。
※研修参加には事前のお申し込みが必要です。

産業保健関係者からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、ストレスチェック制度の導入について具体的なアドバイスをするなど、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。
また、管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために、事業場に対する支援を行います。特に「がん」などの疾病を抱える労働者を対象とした支援も実施しています。

産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジンを通じて、産業保健情報をお知らせしています。
※メールマガジンのご登録は、沖縄産業保健総合支援センターホームページからお願いします。

事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策のセミナーを実施しています。

小規模事業場向けサービス

地域産業保健センター（地域窓口）

沖縄産業保健総合支援センターの地域窓口として、労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数５０人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。
※各サービスの利用にあたっては、事前の申し込みが必要です。（利用回数の制限がありますので、お問い合せください。）

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果で脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報提供を行うほか、労働者の健康管理に関する幅広い相談に対応します。
また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で主な検査項目（「血中脂質」「血圧」「血糖」「尿中の糖」「心電図」）に異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

詳しくは最寄りの地域産業保健センターまたは沖縄産業保健総合支援センターへお問い合わせください。
（お問合せ先の電話番号などについては裏面をご参照ください。）

提供するサービスはすべて 無料 です

【厚生労働省補助金事業】
資料⑩

小規模事業主の皆様へ

健康で活力ある職場づくりのために
地域産業保健センターを活用しましょう!

職場における健康づくりを「無料」でお手伝いします!!

健診結果の意見聴取
健診で検査項目に異常所見のあった労働者の就業の可否などについて医師に意見を聴きます。事業主の義務です!

健康管理の相談
医師・保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する情報提供や相談に応じます。

長時間労働者への面接
時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

高ストレス者への面接
ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に医師が面接指導を行います。

産業保健指導・職場巡視
医師・保健師など専門家が、事業所を訪問し、総合的な助言指導を行います。

事業主は、労働安全衛生法により、「労働者の安全・健康を守る義務」があります。

独立行政法人　労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター
TEL:098-859-6175　FAX:098-859-6176

さんぽセンターおきなわ　検索

利用申し込み・問い合わせ先は裏面へ

お近くの地域産業保健センターへ（FAX等にて）お送りください

地域産業保健センター利用申込書（　　年　　月　　日）

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	（男：　　人）（女：　　人）（計：　　人）
	事業内容	
	代表者職氏名	
	担当者職氏名 連絡先	電話：　　メールアドレス：
	企業の情報※	企業名： 労働者数：　　人　産業医数：　　人（うち統括産業医：　　人）
相談内容（希望するものに☑）		☐ 健診結果の意見聴取（対象者　　名） （健康診断の結果についての医師から意見を求める） ☐ 労働者の健康管理に係る相談（対象者　　名） ☐ 脳・心疾患のリクスが高い労働者に対する保健指導（対象者　　名） （労災二次健診給付の診断含む） ☐ メンタルヘルス不調労働者に対する相談・指導（対象者　　名） ☐ 長時間労働者に対する面接指導（対象者　　名） （時間が労働 100 時間超え） ☐ 高ストレス者に対する面接指導（対象者　　名） （ストレスチェックの事後措置） ☐ その他（　　）（対象者　　名）
職場巡視等による総合的助言指導		1 希望する（希望日：　　年　　月　　日）　　2 希望しない
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。（平成 31 年度から適用）

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

＊下記事項をご確認いただき、☑をしてください。

	チェック欄 はい	いいえ
・ 当社に総括産業医は居ません。	☐	☐
・ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	☐	☐
・ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	☐	☐
※ 沖縄産業保健総合支援センターのメールマガジンの配信希望しますか。	☐	☐

お申し込み先（FAX）☑

☐	那　覇 地域産業保健センター（那覇市～浦添市、西原町）	FAX **098-866-8804**	☎ 886-8804
☐	中　部 地域産業保健センター（宜野湾市～恩納村、宜野座村））	FAX **098-921-2358**	☎ 921-2357
☐	北　部 地域産業保健センター（名護市以北）	FAX **0980-52-4996**	☎ 54-5205
☐	宮　古 地域産業保健センター（宮古地区）	FAX **0980-73-7325**	☎ 73-0222
☐	八重山 地域産業保健センター（八重山地区）	FAX **0980-88-5630**	☎ 88-5633

申し込みは、ホームページからもできます。　さんぽセンターおきなわ　検索

（写）

沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）、沖縄労働局（以下「乙」という。）、一般社団法人沖縄県医師会（以下「丙」という。）、全国健康保険協会沖縄支部（以下「丁」という。）、独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター（以下「戊」という。）は、沖縄県の働き盛り世代の健康づくりに関する取組みを相互に連携・協力して推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　沖縄県の 65 歳未満男女の死亡率は全国平均より高く、かつ、悪化傾向にあり、また、労働者の有所見率が 67.4%（令和元年速報値）と平成 23 年から９年連続で全国ワーストである。そうした県内を取り巻く健康状態が非常に厳しい中、事業者及び労働者を始めとする全ての県民が健康づくりに取り組む必要性を認識し、共有する必要がある。

そのため、本協定は、甲、乙、丙、丁、戊が相互に連携・協力して、沖縄県における事業場の健康経営や健康づくりの普及・促進を通じて働き盛り世代の健康課題を解決することで、健康長寿沖縄県の復活に貢献し、2040 年までに平均寿命男女とも日本一を達成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙、丙、丁、戊は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

（１）健康経営の普及・促進に関すること
（２）定期健康診断における有所見率の改善に関すること
（３）従業員（労働者）及び家族の健康診断及びがん検診受診、保健指導利用の促進に関すること
（４）適切な血圧を管理する地域職場づくり
（５）事業場からの定期健康診断データの保険者への提供に関すること
（６）「うちなー健康経営宣言 (※)」への登録勧奨に関すること
（７）施策を検討していくための健康診断データ等の分析結果の共有に関すること
（８）健康診断データ等に基づく働き盛り世代の健康課題の抽出及び改善に向けた取組みの検討、実施に関すること
（９）本条各項に関する周知啓発に関すること
（10）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（※「Ⓡ健康経営」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

（協定書の有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、締結の日から令和４年３月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊のいずれからも終了の申し出がない場合は、この協定は更に１年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第４条　甲、乙、丙、丁、戊は連携・協力事項の実施により知り得た秘密及び個人情報を当該機関又は当該者の承諾なしに第三者に開示及び漏洩してはならない。

２　前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

（協定書の見直し及び解除）
第５条　甲、乙、丙、丁、戊のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、本協定の内容の変更又は解除を決定するものとする。

（疑義等の決定）
第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊で互いに協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証明するため、本協定書を５通作成し、甲、乙、丙、丁、戊は、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年３月 18 日

甲　那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県

知　事　玉城　康裕

乙　那覇市おもろまち 2-1-1　那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階
沖縄労働局

局　長　福味　恵

丙　南風原町字新川 218-9
一般社団法人　沖縄県医師会

会　長　安里　哲好

丁　那覇市旭町 114-4　おきでん那覇ビル 8 階
全国健康保険協会沖縄支部

支部長　宮里 博史

戊　那覇市字小禄 1831-1　沖縄産業支援センタービル 2 階
独立行政法人　労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター

所　長　青木　一雄

資料⑫

沖労発基0830第３号
令和３年８月30日

別記団体　代表者　殿

沖縄労働局長
沖縄県知事
沖縄県医師会長
全国健康保険協会沖縄支部長
沖縄産業保健総合支援センター所長
（　公　印　省　略　）

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働者の健康確保措置の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成25年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施等に係る対応も踏まえて、下記のとおり強化月間の取組みを実施することとしておりますので、趣旨を御理解の上、別添１～６のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

令和３年３月に「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結した５者（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、全国健康保険協会沖縄支部及び沖縄産業保健総合支援センター）において、行政、医療保健、保険者が共通認識の下、県内の働き盛り世代の健康課題の改善に向けた施策を相互に連携・協力して推進してまいります。貴団体におかれましても、各種施策の取組みにおいて御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1　重点取組事項及び取組上の留意点

（1）健康診断及び事後措置等の実施の徹底

１年以内（注）ごとに１回、定期に、労働者に対する一般健康診断を実施し、その結果に応じた事後措置の実施を徹底していただきたいこと。

（注）深夜業務など特定の業務に従事する労働者の一般健康診断については、６か月以内である。

（注）有機溶剤取扱業務など有害な業務に従事する労働者の特殊健康診断については、健康診断の種類別に実施時期が定められている。

① 別添２及び別添３のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知すること。

② 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者（有所見者）については、産業医の意見を聴くこと。

また、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター。以下「地産保」という。）において、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取等の支援を行っていることから、小規模事業場への周知の際は、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨すること。

③ 上記②の産業医等の意見を勘案し、労働者の実情を考慮して、就業上の必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を講じること。

④ 派遣労働者については、派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認し、一般健康診断の事後措置等の実施は派遣先事業場でなければ実施できないこともあるから、十分に連絡調整を行う必要があること。

⑤ 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※１）の周知を行っていただきたいこと

⑥ 女性労働者に対する健康診断実施時に、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、周知を行っていただきたいこと。

（2）健康診断結果の記録の保存の徹底

上記（１）の結果に基づいて作成する一般健康診断個人票について、５年

間保存（注）を徹底していただきたいこと。

（注）有機溶剤取扱業務など有害な業務に従事する労働者の特殊健康診断個人票については、健康診断の種類別に保存期間が定められている。

派遣労働者については、派遣元事業場においては一般健康診断個人票及び特殊健康診断個人票の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断個人票の保存状況を確認すること。

（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

上記（１）の結果により、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を実施していただきたいこと。

地産保においては、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への周知の際は、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨すること。

（４）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

上記（１）については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切に実施していただきたいこと。

健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日（一般定期健康診断であれば前回の実施から１年以内）までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき確実に実施すること。

また、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、必要に応じて、別添３のリーフレットの活用等により、併せて周知すること。

（５）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

（６）「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和２年12月23日付け基発1223第６号）に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等

上記（１）の結果のデータを医療保険者へ提供する等により、医療保険者が行う特定健康診査・保健指導と連携していただきたいこと。

① 事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組みが進んでいないといった指摘があります。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和２年12月23日付け基発1223第６号）（※２）に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添５のリーフレットの活用等により、改めて周知すること。

② 令和３年６月11日に健康保険法（法律第66号）が改正され、令和４年１月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添５のリーフレットの活用等により、併せて周知すること。

（７）「うちなー健康経営宣言」登録申請の周知

健康経営に取り組む事業場をサポートする「うちなー健康経営宣言」への登録申請を積極的に行っていただきたいこと。

「うちなー健康経営宣言」（別添６）（※３）は、各事業場の健康経営としての取組み事項を「見える化」するとともに、事業場ごとの課題を克服する支援メニューを活用していただけるものであり、健康診断の有所見率改善にもつながるものであることから、貴団体として積極的に登録・活用するとともに、傘下団体・企業への登録勧奨を行っていただきたいこと。

（８）健康診断以外の産業保健に関する取組みの周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、健康診断に係る重点取組事項と併せて、以下のガイドライン等に係る取組みについても周知・啓発を行っていただきたいこと。

① 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応

ア 「取組の５つのポイント」（※４）を用いた取組み状況の確認

イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※５）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※６）等を活用した取組み

ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別 マニュアル」（※７）に基づく取組み

② 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健

康保持増進のための指針公示第１号、令和２年３月31日最終改訂）（※８）に基づく取組み

（※１）「一般定期健康診断の問診票の外国語版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

（※２）「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和２年12月23日付け基発1223第６号）
https://www.mhlw.go.jp/content/000711212.pdf

（※３）うちなー健康経営宣言
https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eiseikankei/_120160_00430.html

（※４）「～取組の５つのポイント～を確認しましょう！」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805544.pdf

（※５）「職場における感染防止対策の実践例」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805545.pdf

（※６）「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
https://www.mhlw.go.jp/content/000805575.pdf

（※７）職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル

オフィス	https://www.mhlw.go.jp/content/000786023.pdf
製造業	https://www.mhlw.go.jp/content/000786024.pdf
建設業	https://www.mhlw.go.jp/content/000786025.pdf
接客業	https://www.mhlw.go.jp/content/000786045.pdf
運輸業（旅客輸送）	https://www.mhlw.go.jp/content/000786046.pdf
運送・配送サービス業	https://www.mhlw.go.jp/content/000786203.pdf

（※８）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」
https://www.mhlw.go.jp/content/000616407.pdf

事業者の皆さまへ

別添１

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「医療保険者との連携」と「新型コロナウイルス対策」をお願いします

厚生労働省では、毎年9月を「**職場の健康診断実施強化月間**」とし、集中的・重点的な啓発を行っています。月間中は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底を事業者の皆さまに改めてお願いしています。令和3年度 強化月間の**重点周知事項**は、以下の2点になります。

事業者の皆さまには、自身の事業場における健康診断の実施状況等を改めてご確認いただき、適切な実施へのご協力をお願いします。

１.医療保険者との連携

■医療保険者※1から従業員の健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください

●高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が行うこととされている特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、実施を全部又は一部免除することとなっています。事業者の皆様におかれましては、医療保険者から求められた場合は、従業員の健康診断の結果を提供していただくようお願いします※2。

●また、特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和４年１月に施行されます。
このため、40歳未満の従業員についても、施行後に医療保険者から求められた場合は、健康診断の結果を提供していただくようお願いします。

●なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している※3「モデル健康診断委託契約書」や「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。

資料はこちら

※１：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※２：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。
※３：「厚生労働省　安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

２.新型コロナウイルス対策

■新型コロナウイルス感染症の影響による延期分の早期かつ計画的実施にご協力ください

●新型コロナウイルス感染症の影響等によって健康診断実施機関等の予約が取れない場合など、やむを得ず法定の期日までに健康診断を実施することが困難な場合も考えられるところです。そのような場合には、健康診断実施機関と協議の上、できるだけ早期に健康診断を実施できるよう実施計画を立て、計画に基づいて実施する必要があります。実施計画を立てるに当たっては、昨年度以降の健康診断実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立ててるようにしてください。

●また、実施に当たっては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください。労働者が新型コロナウイルス感染症を気にして受診を控えようとしている場合は、健康診断の会場では換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めていることを説明するとともに、受診を促していただくようお願いします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和３年８月●日付け基安発08●●第●号

1　重点事項

（１）健康診断及び事後措置等の実施の徹底

（２）健康診断結果の記録の保存の徹底

（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

（４）新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応

（５）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

（６）令和２年12月23日付け基発1223第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等

（７）平成30年３月29日付け基安労発0329第３号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2　取組を実施上での留意点

（１）派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア　派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ　派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ　派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

（２）１の（４）について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添１のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※１）の周知を行っていただきたいこと。

（３）１の（５）及び（６）については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和２年12月23日付け基発1223第６号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添２及び別添３のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。

なお、令和３年６月11日に健康保険法（法律第66号）が改正され、令和４年１月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添２のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。

（４）１の（７）については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添４のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

（５）このほか、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、事業者や健康診断実施機関等から女性従業員に対し、健康診断実施時に周知を行っていただきたいこと。

3　健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の通達、ガイドライン等に係る取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

（１）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第１号、令和２年３月31日最終改訂）に基づく取組

（２）「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年３月策定、令和元年９月改訂）に基づく取組

（３）職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に向けた対応

ア　「取組の５つのポイント」（※２）を用いた取組状況の確認

イ　実践例を盛り込んだリーフレット（※３）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※４）等を活用した取組

ウ　「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※５）に基づく取組

（４）職場における感染症に関する理解と取組の促進に向けた対応

ア　「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年５月16日策定、平成28年６月30日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ　「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成７年２月20日策定、平成22年４月30日改訂）に基づく取組

ウ　令和２年１月30日付け基安労発0130第１号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

（※１）
一般定期健康診断
問診票の外国語版

（※２）
取組の５つのポイント

（※３）
職場における感染
防止対策の実践例

（※４）
チェックリスト

（※５）
業種・業態別
マニュアル

別添１～４の
リーフレット等

定期健康診断の項目（※医師の判断により省略可）

項　目	省　略　基　準
□既往歴及び業務歴の調査 □自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
□身長、腹囲、聴力の検査 □体重、視力	□身長：20歳以上 □腹囲：40歳未満（35歳除く）、BMIが20未満ほか □聴力：45歳未満（35歳、40歳除く）については、医師が適当と認める聴力の検査をもって代えることができます。
□胸部エックス線検査、喀痰検査	□胸部エックス線：40歳未満（20歳、25歳、30歳、35歳除く） □喀痰：胸部エックス線での異変の場合など
□血圧の測定	
□貧血検査（血色素量及び赤血球数） □肝機能検査（GOT、GPT、γ—GTP） □血中脂質検査（LDLコレステロール，HDLコレステロール） □血清トリグリセライド） □血糖検査	□40歳未満（35歳除く）
□尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	
□心電図検査	□40歳未満（35歳除く）

生活習慣病予防健診（協会けんぽ加入の35～74歳の被保険者）

「生活習慣病予防健診」を受診すると、「労働安全衛生法」に基づく職場の「定期健康診断」の代わりの健診にもなります。また、「生活習慣病予防健診」の内容は、「定期健康診断」よりも充実し、**年度内お一人様1回に限り、「協会けんぽ」が健診費用の一部を負担します。**

☆**「生活習慣病予防健診」のお問い合わせ→ ☆協会けんぽ沖縄支部：098−951−2211（代表）**

※職場の「定期健康診断」は、「全年齢」が対象ですので、ご注意下さい。

☆**「定期健康診断」のお問い合わせ→☆沖縄労働局健康安全課：098-868-4402**

定期健診の費用は「会社側」が負担します。

・安衛法等で事業者に義務付けられている健康診断の費用は、法令により、健康診断の実施が義務付けられている以上、当然事業者が負担すべきものとされています。ただし、法定項目以外の費用については、必ずしも事業者負担ではないので、労使で協議して下さい。

定期健診中の賃金は、労使間の「話し合い」で決めます。

・定期健康診断は、一般的な健康確保を目的として事業者に実施義務を課したものですので、業務遂行との直接の関連において行われるものではありません。そのため、受診のための時間についての賃金は労使間の協議によって定めるべきものになります。ただし、円滑な受診を考えれば、受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいです。なお、特殊健康診断は、法定の有害業務に従事する労働者が受けるものであり、業務の遂行に関して、健康確保のため当然に実施しなければなりません。そのため、特殊健康診断の受診に要した時間は労働時間であり、賃金の支払いが必要です。

別添２

定期健康診断の有所見率を改善しましょう!

1. なぜ定期健診をするの？

健康診断を受けましょう！

- 「安全で安心して働くため」に健康管理が必要だからです。
- 健康で働けるかを確認しないと、「病気の増悪」、「事故やケガの要因」となるおそれがあります。
- 健診結果を見て客観的に健康状態を把握し、「生活習慣の改善」に役立ちます。

• 使用者（会社側）は

➡ 労働者の安全への配慮として、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする必要があります（労働契約法第5条）。
　また、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません（※安衛法第3条）

➡ 労働者に対し医師による健康診断を（定期に）行わなければなりません（※安衛法第66条～）
※安衛法→ 労働安全衛生法の略

• 労働者（働く側）は

➡ 労働災害防止のため、必要な事項の遵守のほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければなりません（安衛法第4条）

➡ 事業者が行なう健康診断を受けなければなりません（※安衛法第66条）

★定期健診の対象者：正社員のほか無期契約や契約期間が1年以上の有期契約で正社員の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者も対象になります。

• 定期健康診断の基本的な流れ

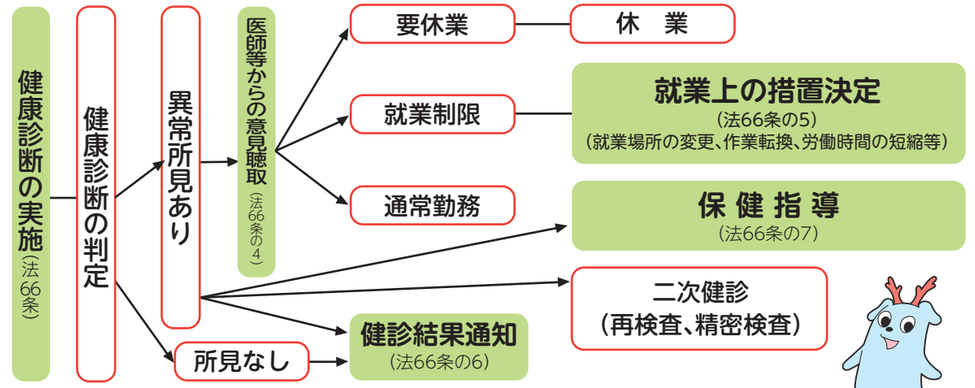

独立行政法人　労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階 電話：098-859-6175

沖縄産業保健総合支援センター
イメージキャラクター
さんぽん

2. 健診結果で何の項目に注意すればいいの？

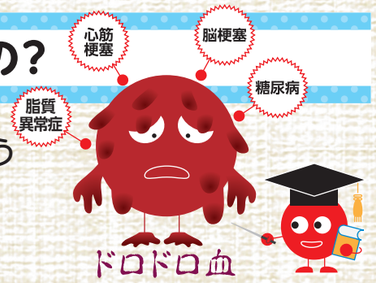

特に脳・心臓疾患の発症の予防の項目を見ましょう
①血圧検査　②血中脂質検査　③血糖検査
④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

心疾患の危険因子
①高血圧症 ②脂質異常症 ③糖尿病
④肥満の項目の3項目～4項目該当で危険度が36倍に!

健康管理は、運動・栄養・休養（睡眠）のコントロール。

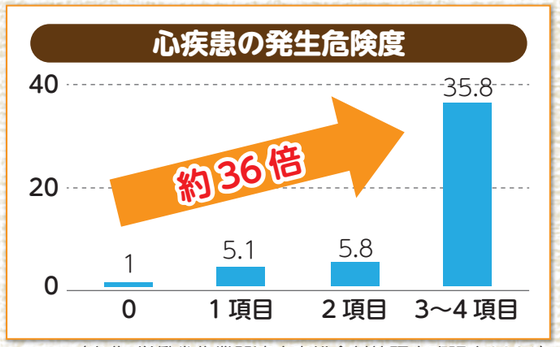

（出典：労働省作業関連疾患総合対策研究班調査2001）

メタボリックシンドロームの基準（日本肥満学会2005年）

① 腹部肥満：ウエストサイズ男性85cm以上、女性90cm以上
② 中性脂肪値：150mg/dl 以上、HDLコレステロール値：40mg/dl 未満（いずれか、または両方）
③ 血圧：収縮期血圧（最高血圧）130mmhg以上、拡張期血圧（最低血圧） 85mmhg以上（いずれか、又は両方）
④ 血糖値：空腹時血糖値110mg/dl 以上

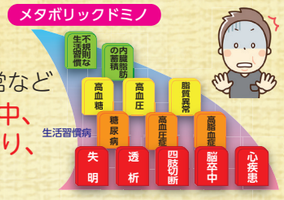

➡「**メタボリックドミノ**」
メタボリックシンドロームが進行すると、ドミノ倒しのように高血圧や糖代謝異常などが起こり、次いで動脈硬化、虚血性心疾患や脳血管障害、最終的には心不全、脳卒中、認知症、失明、腎不全など、多臓器不全の状態へ。日常生活もままならなくなり、生命の危機に直結する事態となります。

項　目	影　響　等
血　圧	高血圧には、自覚症状はほとんどありませんが、そのまま放置していれば、様々な合併症を引き起こします。血圧が高くなるほど，脳卒中、心筋梗塞などの罹患リスク及び死亡リスクが高くなります。
血中脂質	LDLコレステロール値や中性脂肪値が高いと、動脈硬化が進み、脳梗塞、心筋梗塞など血管系の病気が起きやすくなります。
血　糖	血糖値が常に高い状態にあると、血液が濃くなり、脱水状態になるばかりでなく、糖尿病や動脈硬化（脳梗塞、心筋梗塞、狭心症）といった病気にかかりやすくなるというリスクが生じます。 特に糖尿病は一度かかると完治が難しく、さらに高血糖が長期にわたり持続することで、いくつもの合併症を引き起こします。なかでもよくみられるものに、①糖尿病性網膜症（視力低下）、②糖尿病性腎症（腎不全）、③糖尿病性神経障害（手足のしびれ、立ちくらみ、不整脈、便秘）があり、これらは糖尿病の三大合併症と呼ばれており、いずれも重大な障害をもたらします。
肥　満	生活習慣病のリスクのほかに、年齢とともに筋肉量や骨量が減り、からだを支える力が弱くなっていきます。そこに肥満で体重が増えると骨や関節への負担が大きくなり、腰痛や膝痛などの関節障害を起こしやすくなります。また、転んだりして、骨折を起こす場合もあります。

沖縄県内の30歳から64歳（働き盛り）の死亡率は悪化しており、男女とも全国5位以内です（H27年人口動態調査）

3. 定期健診の結果をなぜ会社に出すの？

安全配慮や事後措置に関し、健診で異常があった場合には医師の意見を聞き、場合によって「勤務への配慮」が必要だからです。

•使用者（企業側）は、
健康診断の結果（**対象者は、項目に異常の所見があると診断された者**）に基づき、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません（※安衛法第66条～）また、医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等**の措置を講じなければなりません。また、生活習慣改善のために、**保健指導**を実施することも重要です。

• 労働者（働く側）は、
健康状況を把握して、自主的に健康管理を行うことが必要です。

保健指導等：第66条の7第1項
• 使用者（企業側）は、
健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、又は保健師による保健指導を行うように努めなければなりません。
• 労働者（働く側）は、
健康診断の結果や保健指導を利用して、その健康の保持に努めなければなりません。

定期健診！やりっぱなしにしないで！ ～ 健診結果を生かしましょう ～

①健診結果の通知 → ②健診結果を見る → ③健診結果の把握 → ④改善方法を知る → ⑤環境整備 → ⑥実践 → ⑦継続

①通　知	速やかに健康診断結果を**通知する**。 （安心感や関心を持ってもらうため、遅くても1か月以内で通知しましょう。）
②結果をみる	健診結果に**目を通す**。（見やすく・分かり易くするため、文字の大きさ、レイアウト、カラー、イラストや解説を加えるなど工夫しましょう。）
③結果の把握	自分の健康状態を**把握・理解する**。 （現在の状況、今後予測されるリスクなどを知るため、内容を確認しましょう。保健指導も利用しましょう。）
④改善方法を知る	改善方法を**知る**。 （今後何をすればいいのか知るため、改善方法などを調べましょう。保健指導も利用しましょう。）
⑤環境整備	やる気を起こさせるための**環境を整備する**。 （休憩室、体重計、血圧計などを備えましょう。勉強会、イベント、レクレーションなど楽しく参加できる催しも検討しましょう。）
⑥実　践	健康づくりを**実践する**（身近で出来ることからはじめましょう（運動、栄養、休養など）。 またイベント、レクレーションなど楽しく参加できる催しも検討しましょう。）
⑦継　続	健康の**保持増進へつなげる**。（長く続けるため、自分に合ったものを楽しく行いましょう。 目標を達成できたらご褒美も効果的です。）

労災保険二次健康診断等給付制度　※問合先：沖縄労働局労災補償課：TEL098-868-3559

二次健康診断等給付は、定期健康診断等で「①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定」において①～④の全ての項目に異常の所見が認められた場合に、脳血管・心臓の状態を把握するための「二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導」を１年度内に１回、「無料」で受診することができる制度です。なお、一次健康診断の担当医師により、「異常なし」と診断された場合であっても、「産業医等」が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

別添３

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ

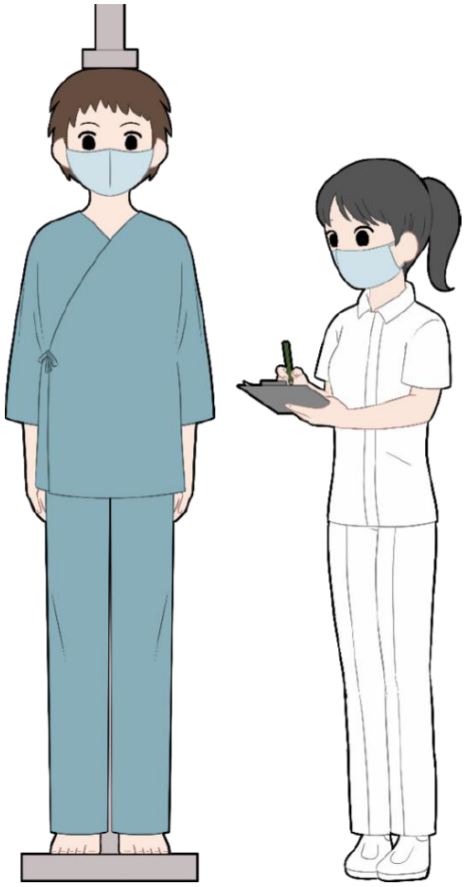

定期的に健診・検診を受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【厚生労働省補助金事業】

別添４

小規模事業主の皆様へ

健康で活力ある職場づくりのために
地域産業保健センターを活用しましょう!

職場における健康づくりを「無料」でお手伝いします!!

健診結果の意見聴取

健診で検査項目に異常所見のあった労働者の就業の可否などについて医師に意見を聴きます。**事業主の義務です!**

健康管理の相談

医師・保健師が日常生活面の指導や健康管理に関する情報提供や相談に応じます。

長時間労働者への面接

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

高ストレス者への面接

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に医師が面接指導を行います。

産業保健指導・職場巡視

医師・保健師など専門家が、事業所を訪問し、総合的な助言指導を行います。

沖縄産業保健総合支援センター
イメージキャラクター
さんぽん

事業主は、労働安全衛生法により、「労働者の安全・健康を守る義務」があります。

独立行政法人　労働者健康安全機構
沖縄産業保健総合支援センター
TEL：098-859-6175　FAX：098-859-6176

さんぽセンターおきなわ　検索

利用申し込み・問い合わせ先は裏面へ

地域産業保健センター利用申込書

(申込日:　　年　　月　　日)

ホームページからもお申し込みできます。
さんぽセンターおきなわ　検索

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男:　　人)　(女:　　人)　(計:　　人)
	事業内容	
	代表者	
	企業情報※	企業名(　　)　労働者数(　　)人
	担当者	フリガナ(　　) 氏名:　　職名:
		電話:　　FAX:
		※メルマガ購読希望の方は下記にメールアドレスを記載願います。 メールアドレス:
相談内容【希望するものに☑】		□健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導)※労災二次含む。　対象者(　　)名
		□健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導)　対象者(　　)名
		□健康相談(ストレスチェック相談・指導)　対象者(　　)名
		□健康相談(その他)　対象者(　　)名
		□健康診断の結果についての医師の意見聴取　対象者(　　)名
		□長時間労働者に対する面接指導【時間外労働80時間超】　対象者(　　)名
		□高ストレス者に対する面接指導【ストレスチェック後の措置】　対象者(　　)名
		□その他(　　)　対象者(　　)名
職場巡視による総合的助言指導【確認チェック☑】		□希望する(希望日:　　年　　月　　日)　□希望しない
その他連絡事項等		

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入の上、氏名の後ろに「本人」と注記して下さい。
※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
※副業・兼業に関する相談は様式地1-2(例)を使用すること。

確認事項【あてはまるものに☑】	□事業場は50人未満です。		
	□当社に総括産業医は居ません。　□居ます。→ 産業医数(　　人)		
	□健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。		
	□本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。		
	□「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」		
	□全項目に漏れなく記入しています。		
お申し込み先【希望するものに☑】	□那覇地域産業保健センター	(那覇市～浦添市、西原町～糸満)	FAX 098-866-8804
	□中部地域産業保健センター	(宜野湾市～恩納村、宜野座村)	FAX 098-921-2358
	□北部地域産業保健センター	(名護市以北)	FAX 0980-52-4996
	□宮古地域産業保健センター	(宮古地区)	FAX 0980-73-7325
	□八重山地域産業保健センター	(八重山地区)	FAX 0980-88-5630

※お近くの地域産業保健センターへFAX等にてお送りください。

別添５

～事業者の皆様へ～

医療保険者への健康診断結果のデータ提供をお願いします

定期健康診断の実施後、医療保険者から提供依頼があった場合、健康診断結果（高齢者医療確保法に基づく特定健康診査の項目）を提供する必要があります。（高齢者医療確保法第 27 条第２項及び第３項に基づく義務）

なお、この場合の提供については、労働者本人の同意を取得しなくても、個人情報保護法上の問題はありません。

＜ご対応のお願い＞

○ 医療保険者や健診機関から、健診結果のデータ提供依頼があった場合、医療保険者へ提供をお願いします。

○ データ提供の際は、可能な限り、定められた様式での提供をお願いします。

※厚生労働省のホームページにおいて、標準記録様式を示しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html

※情報提供方法については、提供先の医療保険者と協議・調整ください。

○ 健診結果のデータを、事業者から医療保険者に対して、直接提供することが難しい場合は、下記のような方法もあります。

- 健診機関に、医療保険者へのデータ提供を委託する。
- 医療保険者に、定期健康診断の実施を委託する。
- 医療保険者と共同で、定期健康診断を実施する。

※詳細は資料１及び資料２をご覧下さい

＜注意事項＞

○ 特定健康診査に含まれない項目についての取扱いは、労働者本人の同意が必要です。

○ データ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます。

（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令 157 号）第 15 条）

別添５の資料１

事業者の皆様へ

コラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が令和３年４月１日に適用されます。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、**労働災害の防止、企業の生産性向上等につながる**ことを踏まえ、THP指針を改正しました。

THP指針において、事業者は、健康保持増進に取り組むにあたり、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、保険者等と必要に応じて連携することとされています。

一方、保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた事業者は、当該結果を保険者に提供しなければならないこととされています。また、保険者に提供された健康診断の結果は特定健診情報としてマイナポータルを用いて労働者本人が閲覧できるようになります。

保険者に健康診断の結果を提供することで、マイナポータルを用いて労働者が自らの健康データの変化を把握できるようになり、労働者自らの健康管理に役立ちます。さらに、事業者が保険者と連携してコラボヘルスに取り組むことにより、労働者の健康保持増進につながり、これらの取り組みにより、労働者が健康になることが期待されます。

＊　コラボヘルスとは・・・保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

改正概要

1　コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記したこと。

2　健康保持増進措置の検討に当たり、

- **健康診断の結果を保険者に提供する必要がある**こと
- **保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましい**こと

としたこと。

3　**保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務**であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

取り組んでいただきたいこと

○　**保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。**

- 法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。

○　**「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施してください。**

（※）保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）等のことで、THP指針においては「医療保険者」と表記しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.3

別添５の資料２

事業者の皆様、健康診断機関・医療機関の皆様へ

定期健康診断等の結果を保険者に提供することにご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）

○　**健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。**

- **健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約してください。**
- **事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。**
  提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。
- **問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。**

※　基発1223第５号保発1223第１号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

○　**特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第45条の２に基づく健康診断項目の血糖検査（以下、血糖検査」という）の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注意ください。**

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○（※）
HbA1c	×	○

○：選択項目（いずれか１つ以上を実施する必要がある。）
×：血糖検査とは認めない
（※）食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血を避けることが必要。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.3

健康づくりサポートメニュー（無料）

「事業所カルテ」

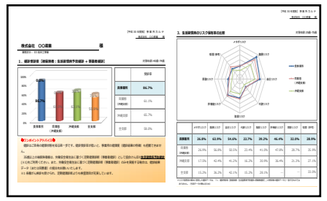

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。　＊被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

【協会けんぽ以外の事業場】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

＊ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

＊事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご了承願います。

「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

「がんじゅう沖縄（メルマガ）」

希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。

「健康づくりのアドバイス」

保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

「その他」

【沖縄県医師会】http://www.okinawa.med.or.jp/

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

【沖縄産業保健総合支援センター】https://www.okinawas.johas.go.jp/

・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。
・保健師が事業場を訪問し保健指導や健康講話を行います。
・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。
・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

【協会けんぽ】https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/　＊原則、加入事業場への支援

・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。
・事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル（食品模型）や脂肪１kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。

お問合せ先

◎全国健康保険協会 沖縄支部　**TEL 098-951-2211**（音声ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ４）

◎沖縄労働局 健康安全課　**TEL 098-868-4402**

別添６

うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和３年３月に関係機関５者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会（協会けんぽ）沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。 これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちな～健康宣言」を「**うちなー健康経営宣言**」に統一し、令和３年４月１日より関係機関一体となって健康経営®(*)に取組む事業場をサポートいたします！

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。

メリット１ 労働生産性の向上（従業員の病気リスク軽減）
→ メリット2 組織の活性化（モチベーション向上）
→ メリット3 企業イメージＵＰ！
→ メリット4 優秀な人材の獲得と定着

健康経営実践のポイントは２つ

Point 1　事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること

Point 2　健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取組みを実践していくこと

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取組内容（代表者メッセージ）等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化（可視化）します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果（注）を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取組み後の改善効果を確認することが可能となります。

（注）協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場

「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます

健康づくりサポートは５者で行います！

＊「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ！！

ステップ１

事業場の代表者が健康経営を実践することを決め、推進していくため社内の担当者を決めます

＊協会けんぽに加入されている事業場は「健康保険委員」を選定すること

ステップ２

申請書に代表者メッセージ＊を記載し、取組み内容から実際に取組む項目を決めます

必須項目3つ
＋選択項目1つ以上

ステップ３

申請書の必要事項を記載し、協会けんぽへFAX、又は沖縄労働局へメールにて申請書を提出します

ステップ４

『宣言証』が届いたら、社内に掲示してください

申請は完了です！

＊参考：沖縄労働局サイト
事業場の代表者メッセージ→

実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は１つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の３つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です（注）

○労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年１回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる

○健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる

○健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う（労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます）

（注）「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

選択項目

次の①から⑭までの中から、取り組む内容を１つ以上選んでください。
取組例を参考に自社の健康課題や取り組めそうなことからスタートしてみましょう！

	選択項目	取組例	おすすめポイント
①	健康診断結果において、再検査や治療を要請された ら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	・該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続させることができます
②	従業員の家族の健診受診を奨励する	・従業員から家族に受診の声掛けをする ・協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する	ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです
③	健康増進に関する数値目標を設定する（任意）	・全従業員１日8,000歩以上、歩く ・メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④	従業員に対して、健康意識を向上させる取組みを行う	・朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信 ・栄養や運動、飲酒やﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ等に関する研修会の実施	産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤	食生活の改善に取り組む	・ヘルシー弁当の利用を勧める ・自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する ・おやつの買置き・配布をしない	メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧め！習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥	運動機会の増進に取り組む	・職場で、時間を決めてラジオ体操を実施する ・スポーツクラブ等の利用補助	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組まれている企業が増えています
⑦	禁煙や受動喫煙防止に取り組む	・敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 ・禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう
⑧	適正飲酒対策に取り組む	・就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする ・職場の飲み会は一次会までにする	肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨	血圧管理に取り組む	・血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする ・高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で６５歳未満の方が他県より多く亡くなっています。血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩	感染症予防に取り組む	・手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 ・マスク着用の励行 ・予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取組みです
⑪	時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する	・ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫	メンタルヘルス対策に取り組む	・メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 ・メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬	治療と仕事の両立支援に取り組む	・治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 ・両立支援担当者を対象にした研修の実施 ・両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭	その他（任意で設定）		①～⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください。

宣言後は．．．

積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります！

★ 沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）

健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業所や地域団体に対して県知事が表彰する制度です。

★ 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。

沖縄県内においても表彰や認定を受けられた事業場が増えてきています。
このような制度も視野に健康経営を進められてくださいね。

<令和3年4月作成>

【別記】

建設業労働災害防止協会沖縄県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県労働基準協会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県倉庫協会
沖縄基礎工業協同組合
一般社団法人沖縄港運協会
沖縄県港湾協会
一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
日本分蜜工業会
沖縄県左官業組合連合会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
一般社団法人沖縄県警備業協会
沖縄県社会保険労務士会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
一般社団法人沖縄県木材協会
日本労働組合総連合会沖縄県連合会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
沖縄県電気工事業工業組合
一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
沖縄県中小企業団体中央会
一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県生産性本部
公益社団法人沖縄県工業連合会
沖縄県鳶土工業会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会沖縄検査事務所
一般社団法人日本クレーン協会沖縄支部
一般社団法人日本クレーン協会沖縄検査事務所
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会

一般社団法人沖縄県歯科医師会
一般社団法人日本コミュニティ―ガス協会沖縄支部
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部
沖縄県食品産業協議会
一般社団法人沖縄県食品衛生協会
沖縄県健康産業協議会
公益社団法人全日本病院協会沖縄県支部
沖縄県社会福祉協議会
公益社団法人沖縄県看護協会
沖縄県解体工事業協会
一般社団法人日本ホテル協会 沖縄支部
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県鉄構工業会